

指定管理者候補者の決定について

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで長崎市民総合プールの管理運営を行う指定管理者の候補者として次のとおり決定しました。

- 1 施設の名称 長崎市民総合プール
- 2 指定管理者候補者の名称 特定非営利活動法人 長崎游泳協会
- 3 指定管理者の候補者として決定した理由
(非公募で選定した理由、当該団体を決定した理由など)

特定非営利活動法人 長崎游泳協会は市民皆泳を目的として、100年以上にわたって水泳教室を運営しており、水泳教室においては水泳技術のみならず、礼儀と心身の鍛錬、水泳の楽しさを伝えてきており、その教室を受講した子どもたちが成長し、指導者として次の世代に伝統を受け継いでいくという仕組みが確立されている。また、1日2,000人規模の夏季水泳教室を開催できるノウハウと人的体制を有している団体は同協会を除いて市内では見込まれず、水泳教室と併せて施設の管理を一体的に行うことで、市民の体育の振興という施設の設置目的を効果的に果たすことができる。これらの状況を踏まえ、非公募により選定したものの。